

鍋ヶ滝公園における露店販売に関する内規

鍋ヶ滝公園における露店販売（キッチンカーを含む。）は、小国町鍋ヶ滝公園の設置及び管理に関する条例施行規則第9条に規定される公園内のイベントとして取り扱う。

1. 出店場所

鍋ヶ滝公園における露店販売を目的とした出店場所は、別図記載の4箇所とする。

2. 出店時間

鍋ヶ滝公園における露店販売の出店時間は、原則、小国町鍋ヶ滝公園の設置及び管理に関する条例施行規則第2条に準ずることとし、設置及び撤収に要する時間もその時間内に行うこと。ただし、同規則第2条における時間外のイベント（ライトアップ等）がある場合は、その時間内で対応すること。

3. 出店費用

出店費用は、小国町鍋ヶ滝公園の設置及び管理に関する条例第7条の規定により、以下のとおりとする。

通常	2,000円/日
イベント	2,000円/回

4. 申請等

(1)出店希望者は、様式第9号により申請を行うこととし、営業許可証（臨時営業許可証）を併せて提出すること。

(2)申請は、出店日の1ヶ月前より行うことができる。

(3)出店希望者が同日に複数ある場合は、申請順とする。

ただし、連日に同一の出店者がある場合は、他の出店希望者を優先する。

(4)申請にあたっては、町内事業者・団体を優先する。

5. その他

(1)出店にあたっては、鍋ヶ滝公園の運営を妨げないよう注意すること。

(2)観光地としての質を落とすような対応など適切でないと認められる行為を行った場合は、以後の申請を却下する場合がある。

(3)ゴミ箱を必ず設置することとし、出店後は使用前の状態に戻すこと。

(4)保険加入を必ず行うこと。なお、食中毒など出店による事象があった場合は、出店者が適切に対応すること。

(5)出店場所は、駐車場の利用状況や鍋ヶ滝公園の運営状況等により、制限する場合がある。

(6)出店者は、暴力団等反社会勢力との関係がないこと。

(7)本内規に定めのない事項で疑義が生じた場合は、町長または主管課長との協議により決定する。